

大口町告示第78号

大口町障がい者等地域生活支援事業実施要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

平成30年7月2日

大口町長 鈴木雅博

大口町障がい者等地域生活支援事業実施要綱の一部を改正する要綱

大口町障がい者等地域生活支援事業実施要綱（平成23年大口町告示第26号）の一部を次のように改正。

目次中「第36条の6」を「第36条の2」に改める。

第36条の1中「町長の申立てにより」を削り、「成年後見制度の利用に係る成年後見人、保佐人又は補助人（以下この章において「後見人等」という。）の報酬を助成」を「町長が行う審判の請求並びに成年後見制度の利用にかかり支援を」に改める。

第36条の2を次のように改める。

（利用対象者及び手続等）

第36条の2 成年後見制度利用支援事業の利用対象者及び手続等については、大口町成年後見制度利用支援事業実施要綱（平成30年大口町告示第77号）によることとする。

第36条の3から第36条の6までを削る。

第51条第1項中「様式第20」を「様式第17」に、同条第2項中「様式第21」を「様式第18」に改める。

第52条中「様式第22」を「様式第19」に改める。

第53条第1項中「様式第23」を「様式第20」に改める。

様式第17から様式第19までを削り、様式第20を様式第17とし、様式第21から様式第23を3様式ずつ繰り上げる。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。